独 立 行 政法人国 民生活センター 法 の — 部を改正する法律案に対する附 帯決

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

る 門 現 玉 状 民 性 に 生 の 向 活 かんがみ、 广 センター 待 遇 の これら消費 の 改 消 善 費 等による 生 活 者相談 相 談 体 業 務 制 につ 強 に 化 しし つ を て L١ 図ること。 的 τ は、 確 迅 速 消 費 (者契約· な 対 応が をめぐるトラブル 可能となるよう、 が 相談 急 増 員 多 様 の 増 化 強 L そ て の

L١ い う 国 紛争解決委員会の仲介委員 必 民生活センター 要 に応じ て、 、 消費 の役割 者 の ・仲裁委員が職務 に た め か に んがみ、 積 極 的に 消費者と事業者の情 後 見 を行うに当たっては、 的 役 割 を 果たすこと。 報力や交 消費者 渉力 に格差が の 利益 の 擁 あることを踏まえつ 護 増 進 を図ると

な 和解仲 も の とすること。 介手続及び仲裁 ま た、 の手続については、 紛争 解 決 委 員 会 の 消費者を始めとした当事者にとって時間 事 務 局 の 機 能 を 整 備 す ること。 的、 経 済 的 負

担

の少

四 住 民 に より 身 近· な消費生活センター 等 に お ١J て、 消 費者 契約 をめぐるトラブル の迅 速なる解決、 拡 大防

ター 専門性の向上、待遇の改善、有資格相談員の配置等による体制充実が図られるよう、 止を進めるため、国民生活センターとの連携強化・情報共有により適切な対処を可能とし、相談員の増強、 を始め地方公共団体を積極的に支援するとともに適切な施策を実施すること。 全国の消費生活セン

右決議する。